平成19年(行ケ)第10066号 審決取消請求事件 平成19年6月14日判決言渡,平成19年4月26日口頭弁論終結

判 決

原 告 株式会社角建材店

訴訟代理人弁理士 竹中一宣,大矢広文

被 告 特許庁長官 中嶋誠

指定代理人 関口剛,岩井芳紀,田中敬規

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 原告の求めた裁判

「特許庁が不服2006-13227号事件について平成19年1月30日にした審決を取り消す。」との判決。

第2 事案の概要

本件は,原告が,意匠に係る物品を「建築用板材」とする意匠につき登録出願を して,拒絶査定を受け,これを不服として審判請求をしたところ,審判請求は成り 立たないとの審決がなされたため,同審決の取消しを求めた事案である。

1 特許庁における手続の経緯

(1) 本件登録出願(甲第1号証)

出願人:株式会社角建材店(原告)

出願日:平成17年5月10日

出願番号:意願2005-13349号

意匠に係る物品:「建築用板材」

意匠に係る物品の形状:別紙1のとおり

(2) 本件手続

拒絶査定日:平成18年5月26日(甲第4号証)

審判請求日:平成18年6月23日(不服2006-13227号)(甲第5号

証)

審決日:平成19年1月30日

審決の結論:「本件審判の請求は,成り立たない。」

審決謄本送達日:平成19年2月9日

2 審決の理由の要点

審決は,本件登録出願前の意匠登録出願に係る下記意匠(以下「引用意匠」という。)を引用し,本件登録出願に係る意匠(以下「本願意匠」という。)は,引用意匠に類似するものであって,本件登録出願は最先の意匠登録出願ではないから,意匠法9条1項により,意匠登録を受けることができない,とした。

【引用意匠(甲第8号証)】

出願日:平成16年12月24日(意願2004-39563号)

登録日:平成18年2月3日

登録番号:第1265278号

意匠に係る物品:「壁板材」

意匠に係る物品の形状:別紙2のとおり

審決の理由中,本願意匠と引用意匠との比較及び類否判断に係る部分は,以下の

とおりである(略称を本判決に従って改めてある。以下,審決の記載を引用する場合も同様である。)。

(1) 本願意匠と引用意匠との比較

「本願意匠と引用意匠を比較すると,両意匠は,意匠に係る物品が共通し,また,形態については,主として以下の共通点と差異点がある。

すなわち,共通点として,(1)全体が,板面に断面が垂直面と水平面を傾斜面で繋いだ略山 形の凸部を五列平行に形成し,正面視左側接続部に下側引っ掛け部を形成し,右側接続部を略 山形凸部分の長さ程度水平に延長して上側引っ掛け部を形成した基本的な構成態様のものであ る点,また,その具体的な態様において,(2)下側引っ掛け部について,先端部を山の内側に 折曲している点,(3)上側引っ掛け部について,延長水平面の略中央部に上側に折り返した突 条部を形成し,右側先端部を上方山側に折り曲げた折り返し部を形成している点がある。

一方、差異点として、(イ)下側引っ掛け部について、本願意匠は、山側に一度折り曲げた言わば『シングル』の状態であり、長手方向に緩い凹凸条を設けているのに対して、引用意匠は、山側に二度折り曲げた言わば『ダブル』の状態であり、緩い凹凸条がない点、(ロ)上側引っ掛け部の略中央の突条部について、本願意匠は、凸条部を水平面に平行にU字状に折り曲げているのに対して、引用意匠は、水平面に対して傾斜状に立ち上げた突条としている点、(ハ)上側引っ掛け部の右寄り部について、本願意匠は、突条部の右側に小さい三角状突条を形成しているのに対して、引用意匠は、これがない点、(こ)上側引っ掛け部の右端の折り返し部について、本願意匠は、水平面に平行に略U字状に折り曲げているのに対して、引用意匠は、水平面に対して傾斜状に立ち上げている点がある。

なお、その他にも差異点(例えば、差異点から生ずる側面図等の見え方、縦横比率、山部の傾斜角度など)がないわけではないが、請求人が類否判断に影響があると特に主張している差異点に比較して、極めて僅かな差異であるから、これらを全て列挙して検討するまでもなく、請求人が特に主張している差異点を中心に検討すれば類否判断する上で必要、かつ、十分である。」

(2) 本願意匠と引用意匠との類否判断

「上記の共通点と差異点について総合的に検討するに,共通点については,(1)の基本的な構成態様の共通点は,両意匠の形態の全体にかかわりその骨格を構成するところであって,両意匠の特徴をよく表し,形態全体の基調を形成しており,具体的な態様の共通点のうち,(2)および(3)の点は,それぞれ各部の態様を具体的に表すところであって,基本的な構成態様と相俟って,両意匠の特徴をよく表しているとともに,形態全体の基調を決定づけており,これらの共通点は,両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすものである。

一方,前記差異点について、(イ)の点については,この種の意匠の分野においては,一重に折り曲げることは普通に行われている手法であって(例えば,意匠登録第1224045号),本願独自の特徴ではなく,かつ,局部的な部分における僅かな差異であるから,それほど顕著なものではなく,この部分における緩い凹凸条の有無は,拡大図がなければ(出願当初には添付されてなく,審判請求書で初めて参考図として開示されている。)視認できない程度のものであるから,僅かな差異というほかなく,類否判断に及ぼす影響は軽微なものと言える。(印)の点については,本願意匠も引用意匠も突条部がある点は共通しており,その共通性の中での突条部の先端部が略リ字状か略ソ字状かの差異であるから,それほど注目されるものではなく,類否判断に及ぼす影響は微弱なものにとどまると言わざるを得ない。(川)の点については,拡大斜視図によって初めて認識できる程度の微細な差異にすぎないことから,それらの類否判断に及ぼす影響は微弱と言うほかない。(こ)の点については,この種の意匠の分野においては略リ字状に折り曲げることも,略ソ字状に折り曲げることも一般的に行われる手法であって,格別に顕著なものとはいえないから,その差異は僅かなものであって,類否判断に与える影響は軽微なものと言える。

そうして,上記の差異点が相俟った効果を考慮してもなお,その類否判断に及ぼす影響は微弱なものに止まると言うほかない。

以上のとおりであって,両意匠は,意匠に係る物品が共通し,その形態について,両意匠の 共通点は,類否判断に大きな影響を及ぼすものであり,差異点は,共通点を凌駕することがで きず,両意匠は類似するものと言わざるを得ない。」

第3 原告の主張(審決取消事由)の要点

1 審決は,本願意匠と引用意匠との類否判断において,基本的構成態様に係る共通点についての認定判断を誤り,差異点(イ)~(ニ)についての判断を誤り,また,他の差異点を看過して,本願意匠が引用意匠に類似するものと誤って判断したものであるから,取り消されるべきである。

2 審決取消事由(類否判断の誤り)

(1) 共通点(1)についての認定判断の誤り

審決は,本願意匠と引用意匠との基本的構成態様に係る共通点(共通点(1))として,「全体が,板面に断面が垂直面と水平面を傾斜面で繋いだ略山形の凸部を五列平行に形成し,正面視左側接続部に下側引っ掛け部を形成し,右側接続部を略山形凸部分の長さ程度水平に延長して上側引っ掛け部を形成した基本的な構成態様のものである点」を認定し,かつ,この共通点につき,「(1)の基本的な構成態様の共通点は,両意匠の形態の全体にかかわりその骨格を構成するところであって,両意匠の特徴をよく表し,形態全体の基調を形成しており,・・・これらの共通点は,両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすものである。」と判断した。

しかしながら、上記認定に係る「略山形の凸部」の形状は、建築部材の分野においては、本願意匠や引用意匠の意匠に係る物品である「建築用板材」、「壁板材」に限らず、様々な部材に用いられており(例として、実開平2 - 2 7 4 4 3 号公報。甲第9号証)、広く知られたものである。

したがって、「略山形の凸部」の形状が、看者の注意を惹くことはなく、この点を本願意匠と引用意匠との基本的構成態様であると認定し、「両意匠の類否判断に 大きな影響を及ぼす」と判断したことは、誤りである。

(2) 差異点(イ)についての判断の誤り

審決は,本願意匠と引用意匠との差異点(イ),すなわち,「下側引っ掛け部につい

て、本願意匠は、山側に一度折り曲げた言わば『シングル』の状態であり、長手方向に緩い凹凸条を設けているのに対して、引用意匠は、山側に二度折り曲げた言わば『ダブル』の状態であり、緩い凹凸条がない点」につき、「この種の意匠の分野においては、一重に折り曲げることは普通に行われている手法であって(例えば、意匠登録第1224045号)、本願独自の特徴ではなく、かつ、局部的な部分における僅かな差異であるから、それほど顕著なものではなく、この部分における緩い凹凸条の有無は、拡大図がなければ(出願当初には添付されてなく、審判請求書で初めて参考図として開示されている。)視認できない程度のものであるから、僅かな差異というほかなく、類否判断に及ぼす影響は軽微なものと言える。」と判断した。

しかしながら,本願意匠の「シングル形状の折曲げ」は,左側面から視認することができず,設置時に,隣り合う物品が一体化して同一の面のように見えて,安定性が感じられるとともに,スマートで優しさがある。

これに対し、引用意匠の「ダブル形状の折曲げ」は、左側面から視認することが可能であり、設置時に、隣り合う物品が別個のものであることが判明するとともに、ごつくて強いイメージがある。

また、本願意匠は、底面視した場合には、「緩い凹凸条」があることにより、左側端部に趣が感じられるのに対し、「緩い凹凸条」がない引用意匠においては、そのような趣は感じられない。なお、本願意匠の「緩い凹凸条」は、現実の物品においては、通常の取引形態である肉眼での視認によって、その存在を容易に確認し得るものであり、その存否がわずかな差異ということはできない。「緩い凹凸条」については、審判請求書(甲第5号証)記載の「本願意匠 A-A部拡大図」(12~13頁)でも説明されているのであり、「視認できない程度のものであるから、僅かな差異」とする審決は、意匠の特性を真摯に理解しようとする心構えが欠けているといわざるを得ない。

したがって、審決の上記判断は誤りである。

(3) 差異点(ロ),(二)についての判断の誤り

審決は、本願意匠と引用意匠との差異点(II)、すなわち、「上側引っ掛け部の略中央の突条部について、本願意匠は、凸条部を水平面に平行にU字状に折り曲げているのに対して、引用意匠は、水平面に対して傾斜状に立ち上げた突条としている点」につき、「本願意匠も引用意匠も突条部がある点は共通しており、その共通性の中での突条部の先端部が略U字状か略V字状かの差異であるから、それほど注目されるものではなく、類否判断に及ぼす影響は微弱なものにとどまると言わざるを得ない。」とし、また、差異点(こ)、すなわち、「上側引っ掛け部の右端の折り返し部について、本願意匠は、水平面に平行に略U字状に折り曲げているのに対して、引用意匠は、水平面に対して傾斜状に立ち上げている点」につき、「この種の意匠の分野においては略U字状に折り曲げることも、略V字状に折り曲げることも一般的に行われる手法であって、格別に顕著なものとはいえないから、その差異は僅かなものであって、類否判断に与える影響は軽微なものと言える。」と判断した。

しかしながら,本願意匠の上側引っ掛け部は,「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」と「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」を特徴とするものであり,このように,相似形状に大小のU字形状を,水平面に平行に設けることにより,親子のような安定感とともに,安全で安らかな感覚を表現するものである。これに対し,引用意匠の上側引っ掛け部は,「水平面に対し傾斜状に立ち上げた突条」と「水平面に対し傾斜状に立ち上げた折返し」を特徴とするものであり,このように,大小の相似形状を,水平面に傾斜状に設けることにより,不安定で落ち着きのない感覚を表現するものである。

また,右側面視した場合に,本願意匠の上側引っ掛け部は,「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」と「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」の略垂直面の構造及び第5山の垂直面と傾斜面により,垂直と傾斜のはっきりとしたコントラストが見られるのに対し,引用意匠の上側引っ掛け部は,「水平面に対して傾斜状に立ち上げた突条」と「水平面に対して傾斜状に立ち上げた折返し」の傾斜形

状の立ち上げ構造と第5山の垂直面と傾斜面により,傾斜面が目立ち,本願意匠のようなコントラストは感じられない。

さらに,平面視した場合に,本願意匠は,右側端部(上側引っ掛け部)に複雑な条線が表れて看者に情感を与える模様が表現されるのに対し,引用意匠の右側端部(上側引っ掛け部)には,単純に3本の条線が表れるのみで,看者に対し何の情感も与えない。

(4) 差異点(ハ)についての判断の誤り

審決は、本願意匠と引用意匠との差異点(ハ)、すなわち、「上側引っ掛け部の右寄り部について、本願意匠は、突条部の右側に小さい三角状突条を形成しているのに対して、引用意匠は、これがない点」につき、「(ハ)の点については、拡大斜視図によって初めて認識できる程度の微細な差異にすぎないことから、それらの類否判断に及ぼす影響は微弱と言うほかない。」と判断した。

しかしながら,この「三角状突条」に係る本願意匠と引用意匠との差異は顕著なものであり,審決の上記判断は誤りである。上側引っ掛け部に「三角状突条」が形成されていることは,審判請求書の「本願意匠 B-B部拡大図」からも容易に視認できるのであり,「拡大斜視図によって初めて認識できる程度の微細な差異にすぎない」とする審決は,意匠の特性を真摯に理解しようとする心構えが欠けているといわざるを得ない。

(5) 差異点の看過

正面視した場合に,本願意匠は,「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」と「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」の各U字形状の折曲げと,各平面及び角山の頂上の平面によって高さの異なる平面を形成し,リズミカルである。これに対し,引用意匠は,「水平面に対し傾斜状に立ち上げた突条」と「水平面に対し傾斜状に立ち上げた折返し」の傾斜形状と,各山の傾斜面によって,各山の両サイドと引用意匠全体の両サイドとが傾斜面で形成され,なだらかな山を髣髴させ,ゆったりとしている。

また,平面視・底面視した場合に,本願意匠は,縦長の長方形であり,スマートな感覚を表現する。これに対し,引用意匠は,横長の長方形であり,ずんぐりした感覚を表現する。

審決は、これらの差異点を考慮せずに類否判断をした誤りがある。

(6) なお,意匠登録第1273704号に係る意匠(平成17年8月19日登録出願,平成18年4月21日設定登録。甲第10号証。以下「原告引用意匠」という。)は,板面に,断面が垂直面と水平面を傾斜面で繋いだ略山形の凸部を形成した構成であり,その点で,本願意匠及び引用意匠と共通している。それにもかかわらず,本願意匠に遅れて意匠登録出願がなされた原告引用意匠につき設定登録がなされたのは,略山形の凸部以外の部分で,原告引用意匠と引用意匠との類否判断がなされ,原告引用意匠と引用意匠とが類似していないと判断されたからにほかならない。

したがって,本願意匠につき,引用意匠に類似するとの理由で設定登録を拒絶することは,審査,判断の不統一をもたらすことになる。

第4 被告の反論の要点

- 1 審決の認定判断に誤りはなく、原告主張の審決取消事由は理由がない。
- 2 審決取消事由(類否判断の誤り)に対し
 - (1) 「共通点(1)の認定判断の誤り」との主張に対し

原告は,審決の共通点(1)の認定,判断に対し,当該認定に係る「略山形の凸部」の形状が,建築部材の分野において,様々な部材に用いられており,広く知られたものであって,看者の注意を惹くことはないから,この共通点を本願意匠と引用意匠との基本的構成態様であると認定し,「両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼす」と判断することは,誤りであると主張する。

しかしながら, 審決は, その記載のとおり, 「全体が, 板面に断面が垂直面と水

平面を傾斜面で繋いだ略山形の凸部を五列平行に形成し,正面視左側接続部に下側引っ掛け部を形成し,右側接続部を略山形凸部分の長さ程度水平に延長して上側引っ掛け部を形成した基本的な構成態様のものである」と認定したものであり,基本的構成態様が「略山形の凸部」のみと認定したわけでもないし,「略山形の凸部」の部分が取引者,需要者の注意を最も惹く部分であると判断したものでもない。

したがって、原告の主張は誤りであり、審決の認定判断に誤りはない。

(2) 「差異点(イ)についての判断の誤り」との主張に対し

原告は、審決の差異点(イ)についての判断につき、本願意匠の「シングル形状の折曲げ」は、左側面から視認することができず、設置時に、隣り合う物品が一体化して同一の面のように見えて、安定性が感じられるとともに、スマートで優しさがあるのに対し、引用意匠の「ダブル形状の折曲げ」は、左側面から視認することが可能であり、設置時に、隣り合う物品が別個のものであることが判明するとともに、ごつくて強いイメージがあると主張し、また、本願意匠の「緩い凹凸条」は、現実の物品においては、肉眼によって、その存在を容易に確認し得るものであり、底面視した場合には、本願意匠は、「緩い凹凸条」があることにより、左側端部に趣が感じられるのに対し、「緩い凹凸条」がない引用意匠は、趣が感じられないと主張する。

「折曲げ」に関する原告主張の内容は、本願意匠の「シングル形状の折曲げ」及び引用意匠の「ダブル形状の折曲げ」を側面から観察した場合の差異であるのに対し、審決は、当該部分を正面から観察した場合の差異を、差異点(イ)と認定した上、その差異をわずかな差異と判断したものであるが、その差異は、側面視した場合にも表れるものである。そして、「シングル形状の折曲げ」及び「ダブル形状の折曲げ」とも、建築部材の意匠の分野ではありふれた手法であり(甲第13号証、乙第1~第3号証)、格別に評価すべき理由はない。

また,「緩い凹凸条」は,左側接続部における下側引っ掛け部という,それ自体 小さな部分における極めてわずかな差異であって,意匠を全体的に観察した場合に は,類否判断に影響を及ぼすようなものではない。

(3) 「差異点(ロ),(二)についての判断の誤り」との主張に対し

原告は、審決の差異点(ロ)、(二)についての判断につき、本願意匠の上側引っ掛け部は、「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」と「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」とに係る相似形状の大小のU字形状を、水平面に平行に設けることにより、安定感とともに、安全で安らかな感覚を表現するものであるのに対し、引用意匠の上側引っ掛け部は、「水平面に対し傾斜状に立ち上げた突条」と「水平面に対し傾斜状に立ち上げた疾条」と「水平面に対し傾斜状に立ち上げた折返し」とに係る大小の相似形状を、水平面に傾斜状に設けることにより、不安定で落ち着きのない感覚を表現するものであると主張する。

しかしながら、折り曲げた突条部と端部の折返しが大小の相似形状であることは、本願意匠及び引用意匠に共通し、本願意匠の相似形状の組合せの態様が、格別特徴的というわけではない。また、突条部については、突条という共通性の中で、その先端が略U字状か略V字状かという差異があるだけであるから、さほど顕著な差異があるというわけではない。加えて、本願意匠に係る略U字状に折り曲げた突条は広く知られており(乙第4~第6号証)、格別の注意を惹くものではなく、この種の意匠の分野において、端部を略U字状に折り曲げることも、略V字状に折り曲げることも、一般的な手法であって、格別顕著なものではないから、類否判断に及ぼす影響は微弱である。

なお、審決は、主として正面から見た場合の差異を認定した上、その差異をわずかな差異と判断したものであるが、原告は、側面から観察した場合に、本願意匠の上側引っ掛け部は、垂直と傾斜のはっきりとしたコントラストが見られるのに対し、引用意匠の上側引っ掛け部は、傾斜面が目立ち、本願意匠のようなコントラストは感じられないとか、正面視した場合に、本願意匠は、右側端部(上側引っ掛け部)に複雑な条線が表れて看者に情感を与える模様が表現されるのに対し、引用意匠の右側端部(上側引っ掛け部)には、単純に3本の条線が表れるのみで、看者に対し

何の情感も与えないと主張する。

しかしながら ,原告の主張するような差異は ,意匠を全体的に観察した場合には , わずかなものであって ,審決の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 「差異点(ハ)についての判断の誤り」との主張に対し

原告は、審決の差異点(ハ)についての判断につき、本願意匠の「三角状突条」に係る引用意匠との差異は顕著なものであると主張するが、当該三角状突条は極めて小さく、更に、このような三角状突条はよく知られているものである(乙第10~第11号証)ので、類否判断に及ぼす影響は、極めて微弱である。

(5) 「差異点の看過」との主張に対し

原告は,正面視した場合に,本願意匠は,高さの異なる平面を形成し,リズミカルであるのに対し,引用意匠は,各山の両サイドと引用意匠全体の両サイドとが傾斜面で形成され,なだらかな山を髣髴させ,ゆったりとしていると主張するが,原告の主張するような差異は,意匠を全体的に観察した場合には,極めてわずかなものであって,類否判断において言及しなくとも,審決の結論に影響を及ぼすものではない。

また、原告は、平面視・底面視した場合に、本願意匠は、縦長の長方形であり、 引用意匠は、横長の長方形であるとも主張するが、本件登録出願に係る図面及び引 用意匠の図面に、「平面図において上下に連続する」旨の記載があることから明ら かなように、原告の主張する内容は、省略図法の結果による差異であって、実質的 な差異ではない。

(6) 原告引用意匠について

原告は、原告引用意匠が、略山形の凸部を形成した点で、本願意匠及び引用意匠と共通しているにもかかわらず、本願意匠に遅れて意匠登録出願がなされた原告引用意匠につき設定登録がなされたのは、略山形の凸部以外の部分で、原告引用意匠と引用意匠との類否判断がなされ、原告引用意匠と引用意匠とが類似していないと判断されたからであり、本願意匠につき、引用意匠に類似するとの理由で設定登録

を拒絶することは,審査,判断の不統一をもたらすと主張する。

しかしながら,原告引用意匠と本願意匠及び引用意匠とでは,基本的構成態様が 異なるのであり,原告引用意匠が登録された理由を直ちに本願意匠の設定登録の可 否に適用することはできない。

第5 当裁判所の判断

- 1 審決取消事由(類否判断の誤り)について
- (1) 意匠の類否を判断するに当たっては,意匠を全体として観察することを要するが,そのためには,両意匠の基本的構成態様及び各部の具体的態様のそれぞれにおいて,形態上の共通点及び差異点を抽出した上,それらを,視覚的効果,使用態様,公知意匠にない新規な創作であるか否か等の観点から検討し,共通点が及ぼす美感の共通性と差異点に基づく美感の個別性とを比較考量し,総合的,全体的に類否を判断すべきものと解するのが相当である。

しかるところ、甲第1、第5、第8号証によれば、本願意匠と引用意匠とは、審決が認定するとおり、基本的構成態様において、「全体が、板面に断面が垂直面と水平面を傾斜面で繋いだ略山形の凸部を五列平行に形成し、正面視左側接続部に下側引っ掛け部を形成し、右側接続部を略山形凸部分の長さ程度水平に延長して上側引っ掛け部を形成した基本的な構成態様のものである点」(共通点(1))で共通するものであり、かつ、基本的構成態様において格別の差異点はない。また、各部の具体的態様のうち、下側引っ掛け部については、「先端部を山の内側に折曲している点」(共通点(2))で共通し、「本願意匠は、山側に一度折り曲げた言わば『シングル』の状態であり、長手方向に緩い凹凸条を設けているのに対して、引用意匠は、山側に二度折り曲げた言わば『ダブル』の状態であり、緩い凹凸条がない点」(差異点(イ))で差異があり、上側引っ掛け部については、「延長水平面の略中央部に上側に折り返した突条部を形成し、右側先端部を上方山側に折り曲げた折り返し部を形成している点」(共通点(3))で共通し、「上側引っ掛け部の略中央の突条部につ

いて、本願意匠は、凸条部を水平面に平行にU字状に折り曲げているのに対して、引用意匠は、水平面に対して傾斜状に立ち上げた突条としている点」(差異点(□))、「上側引っ掛け部の右寄り部について、本願意匠は、突条部の右側に小さい三角状突条を形成しているのに対して、引用意匠は、これがない点」(差異点(ハ))及び「上側引っ掛け部の右端の折り返し部について、本願意匠は、水平面に平行に略U字状に折り曲げているのに対して、引用意匠は、水平面に対して傾斜状に立ち上げている点」(差異点(ニ))で差異が認められるものである。

(2) 共通点(1)について

原告は,基本的構成態様に係る共通点(1)のうちの「略山形の凸部」につき,「略山形の凸部」は,建築部材の分野においては,「建築用板材」,「壁板材」に限らず,様々な部材に用いられ,広く知られたものであって,看者の注意を惹くことはないとし,審決が,この点を本願意匠と引用意匠との基本的構成態様であると認定し,「両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼす」と判断したことは,誤りである旨主張する。

しかしながら、本願意匠、引用意匠ともに、意匠全体の構成は、正面視中央部分を、5列平行に形成された「略山形の凸部」が占め、その左右接続部に下側引っ掛け部と上側引っ掛け部が形成されているというものであって、これらの部分が相まって、意匠全体を形作っているのであり、とりわけ、中央の「略山形の凸部」が意匠全体に対し占める割合は大きいものである(前掲甲第1、第8号証によれば、両意匠において、「略山形の凸部」を形成する部分(隣接する凸部間の凹部を含む。)が全体に対し占める割合は、それぞれ8割を超えていることが認められる。)したがって、審決が、「全体が、板面に断面が垂直面と水平面を傾斜面で繋いだ略山形の凸部を五列平行に形成し、正面視左側接続部に下側引っ掛け部を形成し、右側接続部を略山形凸部分の長さ程度水平に延長して上側引っ掛け部を形成した基本的な構成態様のものである点」(共通点(1))を、基本的構成態様における共通点と認定したこと、及び共通点(1)が「両意匠の形態の全体にかかわりその骨格を構成する

ところであって,両意匠の特徴をよく表し,形態全体の基調を形成しており」と認定した上,「両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼすものである」と判断したことに,何らの誤りもない。板面に断面形状が略山形となる凸部を形成することが,建築部材の分野において,周知又は公知であったとしても,全体的構成が上記のようである両意匠において,5列平行に形成された「略山形の凸部」が,下側引っ掛け部及び上側引っ掛け部とともに,意匠の特徴を表し,形態全体の基調を形成している事実に変わりはなく,審決の共通点(1)の認定又は判断を覆すに足りるものではない。

(3) 差異点(イ)について

差異点(1)は,上記のとおり,正面視左側の接続部に形成した下側引っ掛け部において,本願意匠は「シングル形状の折曲げ」であり,引用意匠は「ダブル形状の折曲げ」である点,本願意匠は,長手方向に「緩い凹凸条」を設けたのに対し,引用意匠はこれを設けていない点である。

そして、原告は、上記 の点につき、本願意匠の「シングル形状の折曲げ」は、 左側面から視認することができず、設置時に、隣り合う物品が一体化して同一の面 のように見えて、安定性が感じられるとともに、スマートで優しさがあるのに対し、 引用意匠の「ダブル形状の折曲げ」は、左側面から視認することが可能であり、設 置時に、隣り合う物品が別個のものであることが判明するとともに、ごつくて強い イメージがあると主張する。

しかしながら,両意匠の折曲げ部の,それぞれの意匠全体に対する割合は極めてわずかであり,しかも,引用意匠の「ダブル形状の折曲げ」の最初の折返し部と2番目の折返し部は,正面視平行で,かつ,ごく接近しており,「ダブル形状」に形成されていることがさほど目立つものではなく,本願意匠の「シングル形状の折曲げ」と引用意匠の「ダブル形状の折曲げ」との間に,原告主張のような美感上の相違はほとんど認められない。加えて,本件意匠登録出願当時,建築用板材(壁板材)の分野において,接続部の下側引っ掛け部を「シングル形状の折曲げ」により構成

したものとして,意匠登録第1224045号(甲第13号証)及び意匠登録第1163652号(乙第1号証)に係る各意匠が,「ダブル形状の折曲げ」により構成したものとして,意匠登録第1265279号(乙第2号証)及び意匠登録第1116094号(乙第3号証)に係る各意匠が,それぞれ存在していることが認められ,そうすると,「シングル形状の折曲げ」及び「ダブル形状の折曲げ」は,ともにありふれたものであって,本願意匠において,下側引っ掛け部が「シングル形状の折曲げ」により構成されていることが,格別看者の注意を惹くということもできない。

また,原告は,上記 の点につき,底面視した場合には,本願意匠は,「緩い凹凸条」があることにより,左側端部に趣が感じられるのに対し,「緩い凹凸条」がない引用意匠においては,そのような趣は感じられないと主張する。

しかしながら、本願意匠の「緩い凹凸条」は、上記のとおり、それ自体、意匠全体に対する割合が極めてわずかである「シングル形状の折曲げ」の折返し部に、わずかの凹凸を伴って形成されたものであって、本件意匠登録出願に係る願書に添付された図面(甲第1号証)では、ほとんど視認し得ない程度の微細なものであるから、引用意匠との類否判断において、当該「緩い凹凸条」の存否により、原告主張のような「趣」の有無という美感上の相違が生ずるとは到底認めることができない。

なお、原告は、審決の「緩い凹凸条の有無は、拡大図がなければ(出願当初には添付されてなく、審判請求書で初めて参考図として開示されている。)視認できない程度のものであるから、僅かな差異というほかなく、」との説示に関し、本願意匠の「緩い凹凸条」は、現実の物品においては、肉眼での視認によって、その存在を容易に確認し得るものであって、その存否がわずかな差異ということはできないとか、「緩い凹凸条」については、審判請求書記載の「本願意匠 A - A部拡大図」でも説明されており、審決は、意匠の特性を真摯に理解しようとする心構えが欠けているなどと主張するが、審決の上記文言中には、審判請求書記載の「拡大図」によれば、「緩い凹凸条」を確認し得るとの趣旨が含まれているから、原告の非難は、

前提を欠いているのみならず、審決の、出願当初の図面では「緩い凹凸条」を視認 し得ないとの説示が、「緩い凹凸条」の微細さの程度を表現しようとしたものであ ることは明白であり、かつ、出願当初の図面では「緩い凹凸条」をほとんど視認し 得ないことも上記のとおりであるから、原告の上記主張は、審決を正解しないでな されたものであって、失当というほかはない。

したがって、審決が、差異点(イ)につき、「(イ)の点については、この種の意匠の分野においては、一重に折り曲げることは普通に行われている手法であって・・・、本願独自の特徴ではなく、かつ、局部的な部分における僅かな差異であるから、それほど顕著なものではなく、この部分における緩い凹凸条の有無は、拡大図がなければ(出願当初には添付されてなく、審判請求書で初めて参考図として開示されている。)視認できない程度のものであるから、僅かな差異というほかなく、類否判断に及ぼす影響は軽微なものと言える。」とした判断に誤りはない。

(4) 差異点(口),(二)について

ア 上記のとおり,差異点(ロ)は,正面視右側の接続部に形成した上側引っ掛け 部略中央の突条部について,本願意匠は,水平面に平行にU字状に折り曲げている のに対して,引用意匠は,水平面に対して傾斜状に立ち上げた突条としている点で あり,差異点(ニ)は,上側引っ掛け部の右端の折り返し部について,本願意匠は,水平面に平行に略U字状に折り曲げているのに対して,引用意匠は,水平面に対して傾斜状に立ち上げている点である。

そして、原告は、本願意匠の上側引っ掛け部は、差異点(ロ)に係る「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」と差異点(ニ)に係る「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」とによる相似形状の大小のU字形状を、水平面に平行に設けることにより、安定感とともに、安全で安らかな感覚を表現するものであるのに対し、引用意匠の上側引っ掛け部は、差異点(ロ)に係る「水平面に対し傾斜状に立ち上げた突条」と差異点(ニ)に係る「水平面に対し傾斜状に立ち上げた折返し」とによる大小の相似形状を、水平面に傾斜状に設けることにより、不安定で落ち着きのない

感覚を表現するものであると主張する。

しかしながら、本願意匠の「U字状に折り曲げた突条」も、引用意匠の「傾斜状 に立ち上げた突条」も、上側引っ掛け部略中央部において、あたかも折曲げ片を設 けるように,正面視上側に折り返し,かつ,「略山形の凸部」の方向に折り曲げた 突条部であるという点で,共通点(3)に係る顕著な共通性を有しており,差異点(ロ) は,その共通性の中で,折り曲げた突条が,水平面に平行なU字状であるか,水平 面に対し傾斜したV字状であるかの差異でしかない。また,差異点(ニ)も,接続部 右端を正面視左側に折り返すという,共通点(3)に係る共通性の中で,その折返し 部が水平面に平行なU字状であるか,水平面に対し傾斜したV字状であるかという 程度の差異である。そして,本願意匠の「U字状に折り曲げた突条」及び「U字状 に折り曲げた折返し」が、それぞれ、意匠全体に対して占める割合は、いずれもご くわずかであり、このことは、引用意匠の「傾斜状に立ち上げた突条」及び「傾斜 状に立ち上げた折返し」についても同様である。加えて,本件意匠登録出願当時, 建築用板材(壁板材)の分野において,接続部に「水平面に平行にU字状に折り曲 げた突条」を設ける構成としたものとして, 意匠登録第358212号(乙第4号 証)に係る意匠が,端部を「水平面に平行に略U字状」に折り曲げる構成としたも のとして, 意匠登録第1142701号(乙第7号証)に係る意匠が, それぞれ存 在することが認められ,本願意匠のこれらの構成が新規であるというわけではない から、さほど、看者の注意を惹くものでもない。

そうすると,差異点(ロ),(二)は,上記のような共通性が認められる中での極めて わずかな差異というべきであり,かつ,格別看者の注意を惹くようなものというこ ともできないから,これらの差異が,類否判断に及ぼす影響は微弱なものであると いわざるを得ない。

確かに,本願意匠の「U字状に折り曲げた突条」と「U字状に折り曲げた折返し」や,引用意匠の「傾斜状に立ち上げた突条」と「傾斜状に立ち上げた折返し」が, 大小の相似形状となっているものといえないことはないが,本願意匠と引用意匠と で、その相似形状をなす突条や折返しの形状に係る差異が、上記のようにわずかであって、看者の注意を惹くものではなく、原告主張のような美感上の相違をもたらすものと認めることはできない。

イ 原告は,右側面視した場合に,本願意匠の上側引っ掛け部は,第5山の垂直面と傾斜面も併せ,垂直と傾斜のはっきりとしたコントラストが見られるのに対し,引用意匠の上側引っ掛け部は,第5山の垂直面と傾斜面も併せ,傾斜面が目立ち,本願意匠のようなコントラストは感じられないと主張し,さらに,平面視した場合に,本願意匠は,右側端部(上側引っ掛け部)に複雑な条線が表れて看者に情感を与える模様が表現されるのに対し,引用意匠の右側端部(上側引っ掛け部)には,単純に3本の条線が表れるのみで,看者に対し何の情感も与えないとも主張する。

しかしながら,原告主張の点に係る差異は,いずれも,意匠の全体的観察という 観点から見て,上記アのU字状突条と傾斜状突条との差異や,右端折返し部の差異 に比べても,なお微細な差異というほかはなく,本願意匠と引用意匠との類否判断 に及ぼす影響は極めて微弱であって,格別の美感上の相違が生ずると認めることは できない。

ウ したがって、審決が、差異点(ロ)、(ニ)につき、「(ロ)の点については、本願意 匠も引用意匠も突条部がある点は共通しており、その共通性の中での突条部の先端 部が略U字状か略V字状かの差異であるから、それほど注目されるものではなく、 類否判断に及ぼす影響は微弱なものにとどまると言わざるを得ない。・・・(ニ)の点については、この種の意匠の分野においては略U字状に折り曲げることも、略V字 状に折り曲げることも一般的に行われる手法であって、格別に顕著なものとはいえないから、その差異は僅かなものであって、類否判断に与える影響は軽微なものと 言える。」とした判断に誤りはない。

(5) 差異点(ハ)について

差異点(ハ)は,上記のとおり,正面視右側の接続部に形成した上側引っ掛け部の 右寄り部に,本願意匠は,上記U字状突条部の右側に小さい三角状突条を形成して いるのに対して,引用意匠はこれを設けていない点である。

そして、原告は、この「三角状突条」に係る本願意匠と引用意匠との差異は顕著なものであると主張するが、本願意匠の「三角状突条」は、本件意匠登録出願に係る願書に添付された図面(甲第1号証)のうち、正面図、背面図、斜視図によっては、明確に視認することが困難であるほどの微細なものである上、本件意匠登録出願当時、建築用板材(壁板材)の分野において、接続部にこのような「三角状突条」を形成したものとして、意匠登録第1048304号(乙第10号証)及び意匠登録第1163768号(乙第11号証)に係る各意匠が、それぞれ存在していることが認められ、したがって、「三角状突条」を形成することは、ありふれたものであって、本願意匠において、これを形成したことが、格別看者の注意を惹くということもできない。

そうすると,差異点(ハ)が,本願意匠と引用意匠の類否判断に及ぼす影響は極めて微弱なものというべきである。

なお、原告は、審決の「(ハ)の点については、拡大斜視図によって初めて認識できる程度の微細な差異にすぎない」との説示に関し、上側引っ掛け部に「三角状突条」が形成されていることは、審判請求書の「本願意匠 B-B部拡大図」からも容易に視認できるのであり、審決は、意匠の特性を真摯に理解しようとする心構えが欠けているといわざるを得ないと主張するが、審決の上記説示が、「三角状突条」の微細さの程度を表現しようとしたものであることは明白であり、かつ、本件登録出願に係る願書に添付された図面のうち、正面図、背面図、斜視図によっては、明確に視認することが困難であることも上記のとおりであるから、原告の上記主張は、審決を正解しないでなされたものであって、失当というほかはない。

したがって,審決が,差異点(ハ)につき,「(ハ)の点については,拡大斜視図によって初めて認識できる程度の微細な差異にすぎないことから,それらの類否判断に及ぼす影響は微弱と言うほかない。」とした判断に誤りはない。

(6) 「差異点の看過」との主張について

ア 原告は,正面視した場合に,本願意匠は,「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」と「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」の各U字形状の折曲げと,各平面及び角山の頂上の平面によって高さの異なる平面を形成し,リズミカルであるのに対し,引用意匠は,「水平面に対し傾斜状に立ち上げた突条」と「水平面に対し傾斜状に立ち上げた折返し」の傾斜形状と,各山の傾斜面によって,各山の両サイドと引用意匠全体の両サイドとが傾斜面で形成され,なだらかな山を髣髴させ,ゆったりとしていると主張するが,本願意匠の「水平面に平行にU字状に折り曲げた突条」及び「水平面に平行に略U字状に折り曲げた折返し」,引用意匠の「水平面に対し傾斜状に立ち上げた突条」及び「水平面に対し傾斜状に立ち上げた折返し」が,それぞれ,意匠全体に対して占める割合が,いずれもごくわずかであることは,上記(4)のアのとおりであって,これらの部分を含め,本願意匠及び引用意匠を全体的に観察してみても,原告の主張するような美感上の相違が生ずるものとは到底いうことができない。

イ また、原告は、平面視・底面視した場合に、本願意匠は、縦長の長方形であるのに対し、引用意匠は、横長の長方形であると主張するが、本願意匠に係る図面 (甲第1号証)及び引用意匠に係る図面(甲第8号証)には、各意匠が平面図において上下に連続する旨が記載されており、したがって、各意匠の縦横比率は、図面の表示そのままではないから、原告の上記主張は失当である。

(7) 類否判断について

上記のとおり,本願意匠と引用意匠とは,基本的構成態様に係る共通点(1),並びに各部の具体的態様のうち,下側引っ掛け部に係る共通点(2),上側引っ掛け部に係る共通点(3)において共通するところ,共通点(1)が,「両意匠の形態の全体にかかわりその骨格を構成するところであって,両意匠の特徴をよく表し,形態全体の基調を形成しており」とした審決の認定に誤りがないことは,上記(2)のとおりであり,この共通点(1)と,共通点(3)とは,相まって,両意匠の美感の共通性を強く感じさせるものである。これに対し,下側引っ掛け部に係る具体的態様に関する

差異点(1),上側引っ掛け部に係る具体的態様に関する差異点(1)~(1)及びその余の差異点(上記(1)のア)に基づく両意匠の美感の個別性が極めて微弱なものであることは,上記(1)~(1)のとおりであって,これら差異点が総合し,相まった場合の美感の個別性が,上記共通点に基づく美感の共通感を凌駕するものでもない。

したがって、本願意匠は、引用意匠に類似するものである。

(8) 原告引用意匠について

原告は、原告引用意匠が、略山形の凸部を形成した点で、本願意匠及び引用意匠と共通しているにもかかわらず、本願意匠に遅れて意匠登録出願がなされた原告引用意匠につき設定登録がなされたのは、略山形の凸部以外の部分で、原告引用意匠と引用意匠との類否判断がなされ、原告引用意匠と引用意匠とが類似していないと判断されたからであり、本願意匠につき、引用意匠に類似するとの理由で設定登録を拒絶することは、審査、判断の不統一をもたらすと主張する。

しかしながら、原告引用意匠(甲第10号証)は、正面視により、板面に形成した略山形の凸部が4列しかなく、右側の接続部に最も近い「山形の凸部」の同接続部側下端から、左方の意匠中央方向に、同凸部の幅方向のほぼ中央位置付近まで、水平面に平行な細長の凹部が形成されるなど、本願意匠及び引用意匠と、基本的構成態様が顕著に異なるのであるから、原告引用意匠が設定登録されたからといって、引用意匠に類似するとの理由で、本願意匠の設定登録を拒絶することが、審査、判断の不統一をもたらすものではない。

2 結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由がなく、原告の請求は棄却されるべきである。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官

塚 原 朋 一

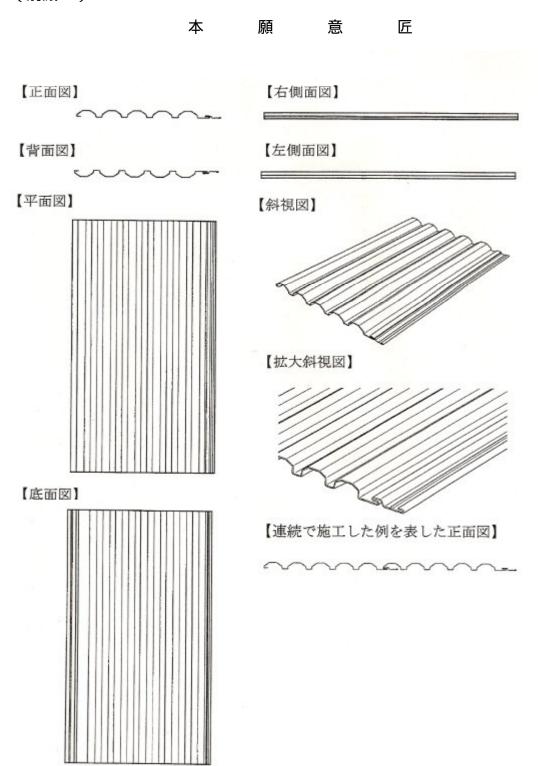
裁判官

石 原 直 樹

裁判官

杜 下 弘 記

(別紙1)



(別紙2) 引 用 意 匠 【正面図】 【左側面図】 【右側面図】 【平面図】 【底面図】 【使用状態を示す図】***

【A-A部拡大図】

【B-B部拡大図】